別表第二様式第四の記載上の注意19中「18」を「22」に改め、同19を同記載上の注意23とし、同記載上の注意中18を22とし、17を21とし、16を20とし、15を削り、14を18とし、5から13までを四ずつ繰り下げ、18の次に次のように加える。

19　１株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　１株当たりの純資産額

⑵　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

⑶　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨

別表第二様式第四の記載上の注意４の次に次のように加える。

５　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、⑷イ及びウに掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該会計方針の変更の内容

⑵　当該会計方針の変更の理由

⑶　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

⑷　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積り（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）

ア　計算書類の主な項目に対する影響額

イ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ウ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

６　表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該表示方法の変更の内容

⑵　当該表示方法の変更の理由

７　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該会計上の見積りの変更の内容

⑵　当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

⑶　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

８　誤謬（ごびゅう）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬（ごびゅう）（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬（ごびゅう）の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該誤謬（ごびゅう）の内容

⑵　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

別表第二様式第七の記載上の注意２中「保有する債券」の次に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

別表第二様式第九の記載上の注意11中「当該事業年度末及び直前事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」に、「当該各事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」に改める。

別表第二様式第11の表中「前期末残高」を「期首残高」に改める。

別表第二様式第11の記載上の注意１中「前期末」を「期首」に改め、同記載上の注意２中「当該事業年度末及び直前事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」に、「当該各事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」に改める。

**第二条**　第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中14を18とし、３から13までを四ずつ繰り下げ、２の次に次のように加える。

３　会計方針の変更に関する注記

４　表示方法の変更に関する注記

５　会計上の見積りの変更に関する注記

６　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記